

宿泊約款

(適用範囲)

第1条

- 1 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとしします。
- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとしします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

- 1 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項。
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立時)

第3条

- 1 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとしします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料金を限度として当ホテルが定める申込金を、チェックイン時迄にお支払いいただきます。宿泊の継続時には、その都度当ホテルが定める宿泊料金を申し受けます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとしします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当

たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

前条第2項の規程にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき、又は他の客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

- 1 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規程により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時（到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）なっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条

- 1 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規程、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき、又は他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
 - (6) 寝室でのたばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 2 当ホテルが前項に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条

- 1 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日 ※国籍、旅券番号等を証明パスポート、もしくは外国人登録証のコピーを頂きます。
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条

宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、到着日の午後3時から翌朝の10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(利用規則の遵守)

第10条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条

- 1 当ホテルの主な営業時間は次の通りです。
 - (1) フロント等のサービス時間：フロントサービス：本館 午前7時 - 午後22時迄
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法もってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等は、第2条第1項第3号に従います。
- 2 前項の宿泊料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めたこれに代わり得る方法により、当ホテルが請求した時又は宿泊客の到着の際は、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条

当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条

- 1 当ホテルは、当ホテルの責めに帰すべき事由によって宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り 同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当ホテルは前項にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないとは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条

- 1 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品（貴重品とは、物品にかかる賠償限度額である3万円を超える物品をいう。）について、滅失、毀損等の損害が生じた時は、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償致します。ただ

し、物品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって宿泊客がそれを行わなかった時は、当ホテルは3万円を限度としてその損害を賠償します。

なお、当ホテルは、現金並びに貴重品のお預かりには応じておりませんので、宿泊客が現金並びに貴重品である旨を明告した場合はお預かりをお断りします。また、明告なき場合又は明告を求めたにもかかわらず宿泊客がそれを行わなかった時は、現金並びに貴重品に該当しない物品として、前項に従いお預かりいたします。

- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、3万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。
- 3 宿泊客がチェックアウトしたのち、当ホテル指定の場所に宿泊客の手荷物又は携帯品を置いて外出した場合、当ホテルとしては自らの物を管理するのと同じ程度の管理に努めるが、盗難、滅失・毀損等については宿泊客自らの責任で置くものとする。
- 4 前項にかかわらず、宿泊客がチェックアウトしたのち、当ホテルの指定しない場所に手荷物又は携帯品を置いて外出した場合、当ホテルは一切の責任を負いません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条

- 1 宿泊客の手荷物等が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。ただし、その場合でも、現金並びに貴重品については当ホテルとして責任をもって保管できませんので、手荷物等への同梱をしないようお願いしております。万が一、手荷物等へ現金並びに貴重品が同梱されていたことが判明した場合であっても、当ホテルは一切の責任を負いませんのでご了承願います。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をする とともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規程に、前項の場合にあっては同第2項の規程に準じるものとします。

(宿泊客の責任)

第17条

宿泊客の故意又は、過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

事業者名：カネツ商事株式会社
(附則) 2021年4月1日制定・施行